享徳四年正月十二日付日隆聖人曼荼羅本尊について

―「正八幡」の表記に注目して―

小西顕龍

一、はじめに―問題の所在

寶珠山本安寺（広島県福山市）所蔵の、享徳四（一四五五）年正月十二日付慶林坊日隆聖人（一三八五―一四六四）以下、隆師）染筆曼荼羅本尊について少しく考察していきたい。本安寺は広島県福山市に所在する、法華宗本門流の古刹である。平成二十九（二〇一七）年春に本安寺は新本堂建立の為、旧本堂の解体を開始する。その際に本堂屋根裏より、御本尊類が収納された木箱が発見された。その木箱からは、(1)宗祖日蓮大聖人染筆曼荼羅本尊一幅、[1] (2)門祖日隆聖人染筆曼荼羅本尊一幅、(3)本安寺開基本住院日領曼荼羅本尊一幅、同寺第二世常住院日悦曼荼羅本尊一幅・同寺第三世本隆院日安曼荼羅本尊一幅・同寺第四世善住院日悟曼荼羅本尊一幅・同寺第五世事円院日重曼荼羅本尊一幅・同寺第六世圓隆院日相曼荼羅本尊一幅・同寺第七世真如院日順曼荼羅本尊一幅・同寺第九世教持院日里曼荼羅本尊一幅、(4)京都本能寺・尼崎本興寺両山第十二世金剛院日承曼荼羅本尊一幅・両山第二十七世源妙院日玄曼荼羅本尊一幅・両山第二十九世日典曼荼羅本尊一幅・両山第三十一世本種院日宣曼荼羅本尊一幅・両山第三十二世蓮華院日勢曼荼羅本尊二幅、(5)両山第十七世好学院日證開眼日蓮大聖人絵像一幅・日

蓮大聖人開宗画一幅、等が発見された。この木箱の蓋には、「宗祖御真筆　承定御両師　両本山歴祖曼荼羅　本安寺什寶　明治四十三年四月大安日新調之　現住大隆院日豊代」と明記されている。[2] このことより、明治四十三（一九一〇）年に、本安寺第二十四世大隆院日豊が本安寺に伝来する宝物類を整理したことが確認される。この年は岡宮光長寺同時二祖日春聖人・上総鷲山寺開基日弁聖人第六〇〇遠忌にあたり、三年後の大正二（一九一三）年は大覚妙実聖人第五五〇遠忌・日隆聖人第四五〇遠忌にあたる。推測の範疇ではあるが、これらの宗門先師の御遠忌の節目にあたり、住持日豊は本安寺の宝物を整理されたのであろうか。

この木箱が旧本堂の屋根裏から発見されたことに関しては、本安寺現住、第二十九世山上豊順師によれば、本安寺の旧本堂の裏向拝には部屋があり、太平洋戦争が始まる前まで木箱はこの部屋に保管されていた様である。しかし、戦争が激化するにつれ、本安寺は全国の子供達をその疎開先として受け入れ始め、裏向拝の部屋では数十人の子供達が寝起きしており、その際にこの木箱が旧本堂の屋根裏に移され格護されていたと推察される。

古来より本安寺には隆師真筆曼荼羅本尊が伝来されていると口伝されていたが、今般再びその存在が確認され、鑑定調査が行われ、改めて本安寺伝来の曼荼羅本尊が隆師直筆の曼荼羅本尊であることが証明された。そこで、本稿では、本安寺伝来享徳四（一四五五）年正月十二日付隆師曼荼羅本尊を紹介し、その曼荼羅本尊中にみられる「正八幡」の記述に注目し、隆師曼荼羅本尊の特徴について少しく考察していきたい。

二、寶珠山本安寺について

伝承によれば、大永元（一五二一）年本住院日領（―一五三〇）が本安寺を真言宗から法華宗に改宗させ、寶珠

山本安寺と称したことから、日領を本安寺の開基としている。それ以前は、時宗・天台宗・真言宗を経て法華宗に帰伏したというのである。元禄十（一六九七）年初頭、第七世眞如院日順代に火災により堂宇が全焼し、古記録等の消失により本安寺の縁起の詳細は不明である。しかし、内田重徳著『宝珠山本安寺由緒沿革』によれば、[3]

(1)『備後古城記』記載の享徳四（一四五五）年以前に江草和泉守元実が本安寺を法華宗へ改宗させた説、(2)『寛永再改備後古城系譜記』記載の明応年中（一四九二―一五〇〇）に有地石見守清元が妙照寺にある有地一族の墓を本安寺に移設し、一族の菩提寺とし法華宗に改宗した説、(3)『備後太平記』・『梵漠和州過去帳縁起』記載の大永元（一五二一）年本住院日領が真言宗から法華宗に改宗した説の、三説を紹介している。しかし、これら四種の原史料にその出典を見出すことができず、今後の研究課題とさせて頂きたい。

また、『蘆品郡志』では、[4] 大永元（一五二一）年創立で開基は本住院日領としている。『法華宗年表』では、[5] 明応年中に本住院日領が広島有地石見守の菩提寺として本安寺を創立したとしている。そして、『広島県の地名』では、[6] 本安寺は大永元（一五二一）年の創建で、有地氏の菩提寺であったとしている。

さらに、宗門内の史料としては、『本能寺史料』西国末寺篇に、[7]「有地村本安寺由緒書」として、(一)「当寺来暦之事」と(二)「備後国福山領芦田郡有地邑由緒宝珠山本安寺」の二種の史料が記載されている。以下、それらを列挙すればつぎのようである。

(一)「当寺来暦之事」

当寺来暦之事

享徳四年正月十二日付日隆聖人曼荼羅本尊について（小西顕龍）

一、京本能寺・尼崎本興寺両本山末寺備後国芦田郡有地村本安寺、天正年中開闢也、開山日良

一、田畠壱町壱反

一、寺内横弐拾間、長拾五間、外ニ山林竹木有之

備後国芦田郡有地村

本安寺（黒印）

円隆院日相（花押）

貞享二乙丑九□[月]□三日

本能寺

本興寺　御役者中

(二)「備後国福山領芦田郡有地邑由緒宝珠山本安寺」

（表紙）

「　備後国福山領芦田郡有地邑

由緒　宝珠山本安寺」

一、拙寺草創者、明応歳中ニ有地石見守殿発起ニ而建立仕候

一、開山本住院日領ハ　享禄三寅歳三月十三日死去仕候

一、理法院殿青心日覚大居士　法覚院殿妙心日孝大姉　大永未二年五月九日死去　大永三申四月十七日死去有地石見守殿

一、宝林院殿蓮心日珠大居士　高厳院殿妙允日光大姉　天文十九申十月十三日死去　天文廿三子三月十五日死去有地治郎左衛門隆信

一、有地美作守殿ハ天正十歳ノ比ロ長州江引越ニ相成法号相知レ不申候

一、最初旦那　江草和泉守

一、心鏡院義照日勇居士　明応六巳歳十月朔日死去江草和泉守

一、境内五畝弐十六歩十六間十一間四歩弐間ニ弐間、観音屋敷小林四十間ニ三十間右者御除地也

一、二祖　常住院日悦ハ　慶長十九歳寅四月六日　死去仕候

一、三祖　本隆院日安ハ　弘治二歳辰八月二日　死去仕候

一、四祖　善住院日悟ハ　正保四歳亥九月十六日　死去仕候

一、五祖　叉円院日重ハ　寛文四歳辰十一月六日　死去仕候

一、六祖　円隆院日相ハ　元禄七歳戊四月廿六日　死去仕候

一、七祖中興　真如院日順ハ　享保十二歳未十一月朔日　死去仕候

一、八祖　実相院日地ハ　宝永五歳子三月廿九日　死去仕候

一、九祖　教持院日里ハ　寛延七歳巳九月二日　死去仕候

一、十祖　日憲上人ハ　明和七歳寅八月朔日　死去仕候

一、十一祖　真教院日胤ハ　宝暦七歳寅九月朔日　死去仕候

一、十二祖　正順院日樹ハ　天明六歳午八月廿一日　死去仕候

享徳四年正月十二日付日隆聖人曼荼羅本尊について（小西顕龍）

一、十三祖　慈雲院日耕ハ　安永五歳申十二月七日　死去仕候
一、十四祖　知泉院日冷ハ　天明元歳丑十月廿二日　死去仕候
一、十五祖　一乗院日住ハ　寛政元歳酉五月廿七日　死去仕候
一、十六祖　止玄院日豊ハ　享和二歳戌三月十日　死去仕候
一、十七祖　唯円院日耀ハ　文化五歳辰十一月廿日　死去仕候
一、十八祖　寛昇院日如ハ　文政六歳未九月廿七日　死去仕候
一、十九祖　泰善院日宏ハ　天保九歳戌五月三日　死去仕候
一、本堂　五間四面ニ而御座候　建立主真如院日順代
一、番神堂　本社壱間四方拝殿弐間四方ニ而御座候　建立真如院日順代
一、鐘楼堂　壱間半四方ニ而御座候　建立真如院日順代
一、鐘鋳　貞享五辰年二月比ロ也　真如院日順代
一、八幡社　奥行九尺ニ一間ニ而御座候　建立真如院日順代
一、庫裏　九間ニ四間ニ而御座候　建立真如院日順代
一、廊下　弐間ニ弐間但シ搏風付ニ而御座候　建立教持院日里代
一、石燈籠　四ッ　高サ七尺余弐ツハ本堂前弐ツハ門前ニ有リ　建立教持院日里代
一、表門　六尺梁弐間半ニ而御座候　建立真如院日順代再建寛昇院日如代
一、茶堂　壱間ニ壱間半ニ而御座候　建立真如院日順代再建寛昇院日如代
一、手水堂　壱間ニ四尺ニ而御座候　建立真如院日順代

一、土蔵　二間梁ニ五間ニ両御座候　建立止玄院日豊代
一、納屋　二間梁ニ十五間半ニ両御座候　建立教持院日里代　再建正順院日樹代
一、味噌蔵　壱間ニ壱間半ニ両御座候　建立真如院日順代
一、石垣練塀　間数二拾三間余　高サ八尺余　御座候　建立寛昇院日如代
一、田畑　高三拾三石弐斗五升九合所持仕候
一、山林　寺向若林　二箇処ニ両所持仕候、但シ畝数相知レ不申候
一、檀家　三百壱軒御座候

右者、今般御改ニ付、由緒指上候処、毛頭相違無御座候、已上、

天保十歳亥十月　本安寺（黒印）

二十代目現住
寛行院日啓（花押）
旦中惣代
下江　忠平（黒印）
江艸善五郎（黒印）
木村岩右衛門（黒印）

享徳四年正月十二日付日隆聖人曼荼羅本尊について（小西顕龍）

木村栄治良　（黒印）

以上、二種の由緒書の本文について列挙したが、順次確認していきたい。

まず、㈠「当寺来暦之事」は全三条からなり、本安寺第六世円隆院日相が貞享二（一六八五）年九月に法華宗（本門流）の大本山である、京都本能寺と尼崎本興寺の両本山の役者に提出したものである。

第一条では、本安寺は京都本能寺と尼崎本興寺の両本山の末寺であること。備後国芦田郡有地村に位置していること。天正年間（一五七三―）の開闢であること。開山は日良であること、等が確認される。

第二条では、本安寺は田畠を壱町壱反所有していることが確認される。

第三条では、本安寺の寺内は間口が弐拾間で奥行が拾五間であること。寺外に山林竹木を所有していること、等が確認される。

つぎに、㈡「備後国福山領芦田郡有地邑由緒宝珠山（アルヂ）本安寺」は、全四四条からなり、本安寺第二十世寛行院日啓が天保十（一八三九）年十月に、旦中惣代四名と共に署名押印している。全四四条の条文内容を列挙すればつぎのようである。

第一条では、本安寺の草創は明応年中（一四九二―一五〇一）で、有地石見守殿の発願により建立されたこと。

第二条では、本安寺の開山は本住院日領であり、享禄三（一五三〇）年三月十三日に遷化したこと。

第三条では、本安寺の建立発願主である有地石見守殿の法名は「理法院殿青心日覚大居士」で、大永二（一五二二）年五月九日に死去したこと。有地石見守殿内室の法名は「法覚院殿妙心日孝大姉」で、大永三（一五二三）年四月十七日に死去したこと。

第四条では、有地治郎左衛門隆信の法名は、「宝林院殿蓮心日珠大居士」で天文十九（一五五〇）年十月十三日に死去したこと。有地治郎左衛門隆信の内室の法名は「高厳院殿妙允日光大姉」で、天文廿三（一五五四）年三月十五日に死去したこと。

第五条では、有地美作守殿は天正十（一五八二）年頃に長州へ国替えした為法号が不明であること。

第六条では、本安寺の最初の檀那は江草和泉守であること。

第七条では、江草和泉守の法名は「心鏡院義照日勇居士」で明応六（一四九七）年十月朔日に死去したこと。

第八条では、本安寺の境内は、五畝弐十六歩十六間に十一間、四歩弐間に弐間は、観音屋敷、小林四十間に三十間を免税地とすること。

第九条では、本安寺第二世常住院日悦は慶長十九（一六一四）年四月六日に遷化したこと。

第十条では、本安寺第三世本隆院日安は弘治二（一五五六）年八月二日遷化したこと。

第十一条では、本安寺第四世善住院日悟は正保四（一六四七）年九月十六日に遷化したこと。

第十二条では、本安寺第五世叟円院日重は寛文四（一六六四）年十一月六日に遷化したこと。

第十三条では、本安寺第六世円隆院日相は元禄七（一六九四）年四月二十六日に遷化したこと。

第十四条では、本安寺第七世で中興の真如院日順は享保十二（一七二七）年十一月一日に遷化したこと。

第十五条では、本安寺第八世実相院日地は宝永五（一七〇八）年三月二十九日に遷化したこと。

第十六条では、本安寺第九世教持院日里は寛延七（一七五四）年九月二日に遷化したこと。

第十七条では、本安寺第十世日慈上人は明和七（一七七〇）年八月一日に遷化したこと。

第十八条では、本安寺第十一世真教院日胤は宝暦七（一七五七）年九月一日に遷化したこと。

享徳四年正月十二日付日隆聖人曼荼羅本尊について（小西頭龍）

第十九条では、本安寺第十二世正順院日樹は天明六（一七八六）年八月二十一日に遷化したこと。
第二十条では、本安寺第十三世慈雲院日耕は安永五（一七七六）年十二月七日に遷化したこと。
第二十一条では、本安寺第十四世知泉院日冷は天明元（一七八一）年十月二十二日に遷化したこと。
第二十二条では、本安寺第十五世一乗院日住は寛政元（一七八九）年五月二十七日に遷化したこと。
第二十三条では、本安寺第十六世止玄院日豊は享和二（一八〇二）年三月十日に遷化したこと。
第二十四条では、本安寺第十七世唯円院日耀は文化五（一八〇八）年十一月二十日に遷化したこと。
第二十五条では、本安寺第十八世寛昇院日如は文政六（一八二三）年九月二十七日に遷化したこと。
第二十六条では、本安寺第十九世泰善院日宏は天保九（一八三八）年五月三日に遷化したこと。
第二十七条では、本安寺の本堂は五間四面であること。建立は第七世真如院日順の代であること。
第二十八条では、本安寺の番神堂は、本社が一間四方で拝殿が弐間四方であること。建立は第七世真如院日順の代であること。
第二十九条では、本安寺の鐘楼堂は一間半四方であること。建立は第七世真如院日順の代であること。
第三十条では、鐘の鋳造は貞享五（一六八八）年二月頃で、第七世真如院日順の代であること。
第三十一条では、本安寺八幡社は、奥行きが九尺、間口が一間であること。建立は第七世真如院日順の代であること。
第三十二条では、庫裏は九間に四間の大きさであること。建立は第七世真如院日順の代であること。
第三十三条では、廊下は二間に一間の大きさで、破風がついていること。建立は第九世教持院日里の代であること。

第三十四条では、石燈籠は四つあり、高さは七尺余であり、二つは本堂前にあり、残りの二つは門前にあること。建立は第九世教持院日里の代であること。

第三十五条では、表門は六尺梁一間半であること。建立は第七世真如院日順の代で、再建は第十八世寛昇院日如の代であること。

第三十六条では、茶堂は壱間に壱間半であること。建立は第七世真如院日順の代で、再建は第十八世寛昇院日如の代であること。

第三十七条では、手水堂は壱間に四尺であること。建立は第七世真如院日順の代であること。

第三十八条では、土蔵は二間梁に五間であること。建立は第十六世止玄院日豊の代であること。

第三十九条では、納屋は二間梁に十五間半であること。建立は第九世教持院日里の代で、再建は第十二世正順院日樹の代であること。

第四十条では、味噌蔵は壱間に壱間半であること。建立は第七世真如院日順の代であること。

第四十一条では、石垣練塀は間数二十三間余りで高さは八尺余りあること。建立は第十八世寛昇院日如の代であること。

第四十二条では、本安寺は石高が三拾三石弐斗五升九合の田畑を所持していること。

第四十三条では、本安寺は寺向と若林に山林を二箇処所持しているが、畝数は不明であること。

第四十四条では、檀家は三百壱軒であること。

そして、条文の後には、本安寺第二十世寛行院日啓が天保十（一八三九）年十月に、旦中惣代四名、下江忠平・江艸善五郎・木村岩右衛門・木村栄治良と共に署名押印している。これは江戸幕府の役人が調査する御改めによ

り、本安寺の由緒を提出し、その内容に相違が無いことを示現していることが理解できるのである。

ではつぎに、四種の郷土史史料にみられる本安寺について順次確認していきたい。

まず、㈢『福山志料上巻』巻之十九では[8]、

本安寺　寶珠山法華宗本能寺本興寺両寺末寺開山本住院日領享禄三年庚寅三月十三日寂　六郡志に相方の城主有地美作守元盛の菩提所なりといへとも分明ならす（後略）

とあり、本住院日領が開山であり、享禄三（一五三〇）年三月十三日に遷化したこと。相方の城主有地美作守元盛の菩提所であるといわれているが、はっきりとは分からないこと、等が確認できる。

つぎに、㈣『蘆品郡志』第六章第二節では[9]、

本安寺　有磨村大字下有地字大坊（中略）

由緒　大永元辛酉年創立、開基本住院日領縁由不詳。　或曰開基日領、享禄三年三月十三日寂す、山號寶珠山、有地氏菩提所にして、同家妙照寺の墓を當寺に移せり、（後略）

とあり、本安寺は有磨村下有地に位置しており、創立は大永元（一五二一）年であること。開基は本住院日領であるが、その縁由は詳しくは分からないこと。ある説によれば、本安寺の開基は日領で、享禄三年三月十三日遷化したこと。山號は寶珠山で有地氏の菩提所であり、有地氏のかつての菩提所であった、妙照寺の墓を本安寺へ移したこと、等が確認できる。

さらに、㈤『西備名區』巻之五十では[10]、

寶珠山、本安寺　法花宗本能寺本興寺両末寺　開基、本住院日領大徳、亨（享）禄三年三月十三日寂す。有地氏菩提所妙照寺の墓を當寺に移す。（後略）

とあり、寶珠山本安寺は法華宗の両本山本能寺と本興寺の末寺であること。開基は本住院日領で、享禄三（一五三〇）年三月十三日に遷化したこと。有地氏の菩提所であった妙照寺の墓を本安寺へ移したこと、等が理解できる。

そして、(六)『備陽六郡志』外篇では[11]、

寺壹ヶ所　法華宗　寶珠山　本安寺　開山　本住院日領、享禄三庚寅三月十三日寂。

京都本能寺、尼崎（京都の上に本山、尼崎の下に本興寺を脱せるか）　相方の城主有地美作守元盛の菩提所也

といへとも紛（分か）明ならす、（後略）

とあり、下有地村には法華宗寶珠山本安寺が一ヶ寺あり、開山は本住院日領で、享禄三（一五三〇）年三月十三日に遷化したこと。京都本能寺と尼崎本興寺の末寺であること。相方の城主、有地美作守元盛の菩提所といわれているが、はっきりとは分からないこと、等が理解できる。

以上、四種の史料における本安寺の記述について確認した。ではつぎに、日蓮聖人門下の曼荼羅本尊の種類についてみておきたい。

三、日蓮聖人門下の曼荼羅本尊の種類について

日蓮聖人門下の曼荼羅本尊の形式としては、勧請される列座の諸仏・諸尊等の有無やその多少により、広式・略式・要式に分類される[12]。題目を中心に諸尊列衆の最も多いものが広式であり、そのうち、特に十界の諸尊列衆が勧請されている場合は「十界勧請の大曼荼羅本尊」である。それに対し、列衆の比較的少ないものは「略式曼

茶羅本尊」、題目のみのものは「一遍首題曼荼羅本尊」等と通称される。

ところで、宗祖滅後においては、これらの曼荼羅本尊は、その信仰の内容により(1)「守本尊」、(2)「祈祷本尊」、(3)「弟子曼荼羅」、(4)「寺号本尊」、(5)「臨終曼荼羅」等に分類される。また、曼荼羅本尊の形態により、(6)形木（版木）曼荼羅本尊・板曼荼羅本尊、(7)「装飾曼荼羅本尊」、(8)「絵曼荼羅本尊」、(9)題目板碑等に分類される。それでは、以上の九種の曼荼羅本尊について、松村蕣厳稿「日蓮宗の曼荼羅本尊」と中尾堯・寺尾英智編『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』に導かれながら、順次確認していきたい。

(1)守本尊

守本尊は、略式で小型のものが多く、法華経加護の為に授けられ、お守りの様に身につけられたものもあるとされる。建治二（一二七六）年八月十三日及び十四日授与の二幅の宗祖曼荼羅御本尊にはその存在が確認される。すなわち、「病即消滅不老不死」という現世利益を願う讃文とともに、「亀若護也」・「亀姫護也」と宗祖花押中に記され宗祖が曼荼羅本尊の授与者である、亀若と亀姫とを守護する守り本尊として曼荼羅本尊を授与したことが確認できる。さらに、中尾堯著『日蓮聖人の法華曼荼羅』によれば、この二幅の曼荼羅本尊に、建治二（一二七六）年八月十三日「亀弥」へ授与された曼荼羅本尊を加え、計三幅の曼荼羅本尊が宗祖から同時に三人へそれぞれ守り本尊として授与されたことが確認できる。

また、宗祖遺文『日眼女釈迦仏供養事』中の「御守書きてまいらせ候」という記述と、弘安三（一二八〇）年二月に宗祖が日眼女へ授与した曼荼羅本尊の存在から、宗祖がこの曼荼羅本尊を守曼荼羅本尊、御守として日眼女へ授与したことが確認できる。

そして、『教王殿御返事』には、曼荼羅本尊を御守として授与したことと、この守曼荼羅本尊受持の功徳と、

より一層の信仰心をもってこの守曼荼羅本尊に祈念し何事か成就させることなどが示されている。

以上より、宗祖は曼荼羅本尊を御守、守本尊として授与されていたことが理解できる。

(2)祈禱本尊

祈禱本尊は、大曼荼羅本尊に勧請された諸仏・諸尊に対し、本尊の授与者が願望するところを祈り、それを成就させるために祈念の意をこめて授けられるものである。曼荼羅本尊の上部または脇書中に「祈禱」・「祈禱本尊」等と認められているものをさす。日蓮門下では特に一致派において、近世以降法華経信仰者の守護神信仰が隆盛するにつれ祈禱本尊の図顕量も多くなっているようである。

(3)弟子曼荼羅

弟子曼荼羅は、師匠から弟子へ授与されるものである。師弟の契りを結んだ折に、僧名が与えられ、その名を脇書きに記されるものもある。また、授与される場面としては、大勢の弟子の中から一人の僧を後継者と選定する時、弟子が布教伝道のために遠隔地へ赴く時、弟子が教団のために大きな功績をあげた時、師匠が自らの死期を感じ弟子に後事を託す時、等が代表的なものとして考えられる。

(4)寺号本尊

寺号本尊は、(3)弟子曼荼羅と近似した目的で図顕されたもので、その寺に未来永劫にわたり伝えられるべき曼荼羅本尊を住持が揮毫したものである。

(5)臨終曼荼羅

臨終曼荼羅は、宗祖滅後に現れたもので、大曼荼羅本尊中に「閻魔法皇」・「五道冥官」が勧請され、特に臨終や葬送の際に用いられたと考えられている。

(6)形木（版木）曼荼羅本尊・板曼荼羅本尊

形木曼荼羅本尊は、宗祖直筆大曼荼羅本尊を版木に彫り印刷したものである。中山日祐編『本尊聖教録』に、形木本尊二幅の存在が確認され、遅くとも南北朝期はじめには作成されていたことがわかる。また、板曼荼羅本尊は、宗祖直筆大曼荼羅本尊を板に彫刻したもので、その造立は室町期において、日蓮教団勢力が伸張すると共に急増していく。これら二種の曼荼羅本尊の成り立ちとしては、宗祖滅後、講会・法会の際には、その都度宗祖直筆の大曼荼羅本尊を法華堂・持仏堂に奉安していたが、宗祖直筆大曼荼羅本尊の損傷を防ぎ、また常時堂内に大曼荼羅本尊を奉安する必要性が生じたために、宗祖直筆の大曼荼羅本尊を板に彫刻して安置したと考えられている。

(7)装飾曼荼羅

装飾曼荼羅は、大曼荼羅本尊に彩色を施した荘厳具などが描かれたものである。文字で表された曼荼羅本尊に、天蓋・瓔珞・蓮台等を美しく描き荘厳されている。

(8)絵曼荼羅

絵曼荼羅は、大曼荼羅本尊勧請の諸尊を絵像で描かれたものである。その中でも、宝塔の中に釈迦仏・多宝仏の像を題目を中心にして描いたものを、「宝塔曼荼羅」と呼称している。

(9)題目板碑

題目板碑は、石製の塔婆で、曼荼羅本尊を模した文字が刻印されたものであり、鎌倉時代末期からみられるようになる。池上本門寺大坊本行寺には、正応三（一二九〇）年在銘のものが現存し、断碑であるが、蓮台座が複数残っていることより、その曼荼羅本尊勧請形式は、題目・釈迦仏・多宝仏の一塔両尊形式であるとされている。

また、中山法華経寺第二世日高を弔う題目板碑は、宗祖直筆曼荼羅本尊を刻んだものである。

以上、日蓮門下における九種の曼荼羅本尊の種類について確認した。ではつぎに、本安寺所蔵日隆曼荼羅本尊についてみていきたい。

四、本安寺所蔵日隆真筆曼荼羅本尊について

それでは、本安寺所蔵日隆真筆曼荼羅本尊について確認していきたい。

享徳四（一四五五）年正月十二日付曼荼羅本尊はつぎのようである。

大持国天王　（不動明王）　鬼子母神

南无多寶如来　南無上行菩薩等　身子尊者

南　無　妙　法　蓮　華　經

授与之□（抹消）

天照太神

法主　日蓮大士

正八幡宮

日隆（花押）

享徳三年正月十二日

南無釋迦牟尼佛　南无薬王菩薩　三光天子

大毘沙門天王　（愛染明王）　十羅刹女

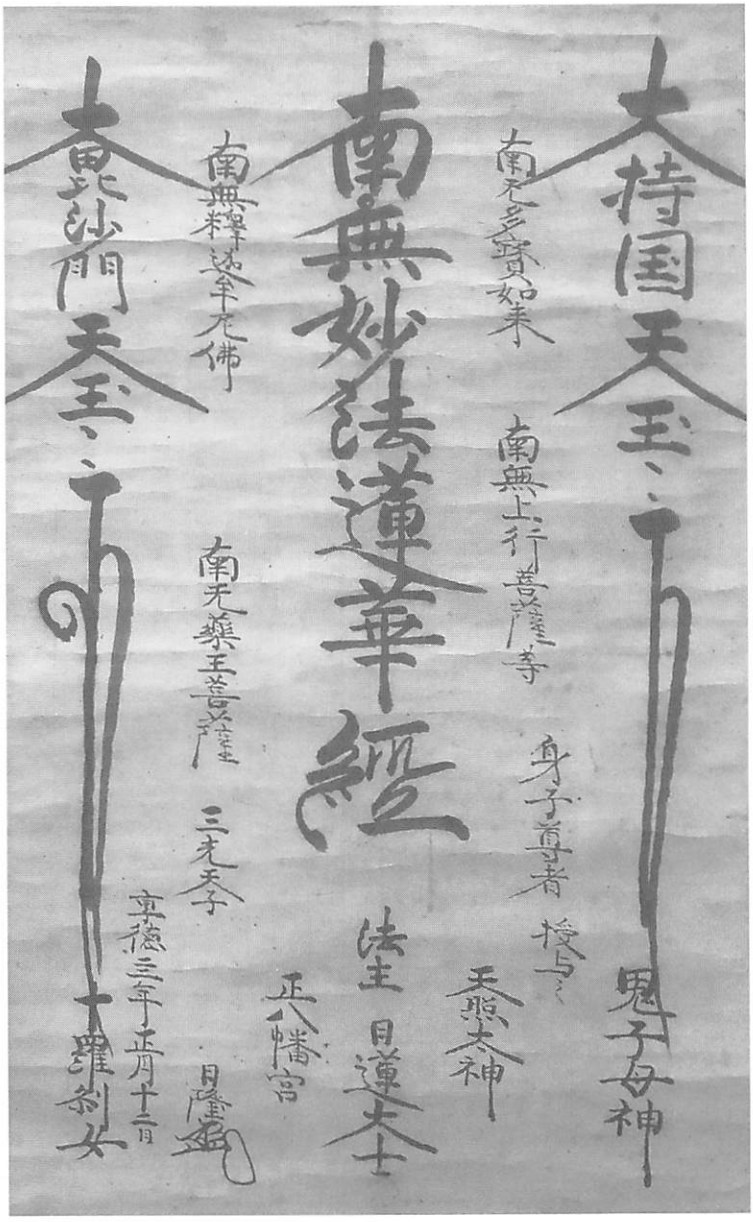
大持国天王
鬼子母神
南无多宝如来
南無上行菩薩等
身子尊者
授与
天照大神
南無妙法蓮華經
法主
日蓮大士
正八幡宮
南無釋迦牟尼佛
南无薬王菩薩
三尤天子
享徳三年丙申十二月
日隆
毘沙門天王
十羅刹女

この曼荼羅本尊は日隆真筆であり、染筆年時は享徳四（一四五五）年正月十二日付けで、授与者名が抹消されている。その曼荼羅本尊に勧請されている諸尊は、①南無釈迦牟尼佛②南無多寶如来③南無上行菩薩等④南無薬王菩薩⑤大持国天王⑥大毘沙門天王⑦不動明王⑧愛染明王⑨鬼子母神⑩十羅刹女⑪身子尊者⑫三光天子⑬天照太神⑭正八幡宮⑮法主日蓮大士、等の全十五種である。

また、曼荼羅本尊の裏書には、「感得主　教持院日里」とあり、本安寺第九世日里の代に感得したことがしられる。

さらに、日隆曼荼羅本尊は専用の木箱に収納され、木箱の蓋の表書きは「ランケン表具　隆師御本尊」と記されている。

以上のことがらに注目し順次確認していきたい。

(1)日隆真筆曼荼羅本尊の書誌について

①形態

本曼荼羅本尊の形態は軸装紙本である。

②染筆年時

染筆年時は享徳四（一四五五）年正月十二日であり、隆師七十一歳の揮毫である。この年に隆師は牛窓本蓮寺僧日澄に度牒を授けている。

③染筆者

本曼荼羅本尊は、小西日遶先生、大平宏龍先生による調査の結果、隆師真筆曼荼羅本尊であることが確認された。平成十一（一九九九）年改訂、法華宗本門流宗宝・宗門史蹟資料調査室作成、「第二回宗宝宗門史

跡審議会参考資料」の「日隆聖人曼荼羅本尊一覧」によれば、享徳年間における日隆曼荼羅本尊は、本曼荼羅本尊を含め全部で二十幅となる。

④授与者

授与者名は不明であるが、「授与之」の三文字が残されていることや、この三文字の下の紙面が少し毛羽立っていることより、当初は授与者名が書かれていたことが推察される。

⑤感得主について

本曼荼羅本尊の裏書きによれば、感得主は本安寺第九世教持院日里である。日里は寛延七（一七五四）年遷化しているため、隆師滅後約二九〇年前後に感得したことが確認できる。

⑥法量

本曼荼羅本尊の本紙の法量は、縦四六・四センチ、横二八・七センチである。

⑦収納箱の表書きについて

「ランケン表具　隆師御本尊」と記されており、『日本国語大辞典』によれば[13]、ランケンとはラーケンの変化した語であり、特に江戸時代、舶来のラシャのことをさすとある。また、着物の生地の名物裂の文様に「襴絹緞子（らんけんどんす）」があり[14]、おそらくこれらを指すものと思われる。

(2)日隆真筆曼荼羅本尊勧請諸尊について

それでは、隆師染筆曼荼羅本尊中の諸尊について、『法華宗教学綱要』[15]・『日蓮辞典』[16]・『日蓮宗事典』[17]・『日蓮聖人遺文辞典』（歴史篇）[18]等を参照し、確認していきたい。

①南無妙法蓮華經

中尊南無妙法蓮華経、本門八品上行所伝の南無妙法蓮華経のことであり、曼荼羅本尊の実体・法体である。この大法は五重玄具足にして万法万善万行を摂し、十界の依正因果を総在するものであり、総名要法体具の功徳である。

②南無釈迦牟尼佛

ここでの釈迦牟尼佛とは、インドの始成正覚の釈尊ではなく、久遠実成の本仏釈尊をさしている。本地の本果妙仏界を表す。

③南無多寶如来

法華経宝塔品において大宝塔に乗じ大地より涌出して、法華経が真実の教えであることを証明した仏。東方宝浄世界の教主で諸仏の法華経説法の場に必ず出現し、その説法を証明することを誓願とする。宗祖は多宝仏の証明を法華最勝の論拠の一つとする。

④南無上行菩薩等

ここでの上行菩薩とは、久遠本仏の本弟子、地涌の菩薩の上首である四大菩薩の一人を示しているのではなく、本地の九界（菩薩界・縁覚界・声聞界・天界・人界・修羅界・畜生界・餓鬼界・地獄界）そのものが上行菩薩であることを示している。つまり、「一仏二名」の九界総在が上行菩薩である。[19] すなわち、本因妙九界を表すのである。

⑤南無藥王菩薩

日月浄明仏の弟子で、宗祖は雪山童子と共に死身求法の例とし、自身の法華経の行者としての受難と対比する。しかし、弥勒菩薩と共に爾前・迹門の諸菩薩を指している。

享徳四年正月十二日付日隆聖人曼荼羅本尊について（小西頭龍）

⑥大持国天王

須弥山の中腹にある四王天の主で、帝釈天に仕え下は八部衆を支配して仏法と仏法に帰依する衆生を守護する四天王の一人。東方世界を守護する善神でる。陀羅尼品では、四天王のうち持国天王と⑦大毘沙門天王とが法華経の行者の擁護を誓い神呪を説く。

⑦大毘沙門天王

多聞天のこと。四天王の一人で北方世界を守護する善神である。四天王のうち⑥大持国天王とともに陀羅尼品において法華経の行者の擁護を誓い神呪を説く。

⑧不動明王

全ての明王の主とされ、大日如来の教命をうけ忿怒の相を示現し、常に火生三昧に住して一切の魔障を降伏し仏道修行者を擁護する。

⑨愛染明王

金剛部曼荼羅の代表的明王である。本地は大日如来・金剛薩埵等で煩悩即菩提の法門を現し衆生の煩悩を浄化するとされる。

⑩鬼子母神

安産や子育の神として信仰される。以前は人間の子をとって食う悪鬼であったが、後に仏の教えを聞いて懺悔し、正法に帰依して正法の守護神となる。法華経では陀羅尼品で十羅刹女と共に法華経の行者の守護を釈尊に誓約する。

⑪十羅刹女

法華経の中で善神となった十人の悪鬼女のこと。陀羅尼品で鬼子母神と共に法華経の行者の守護を誓約し、宗祖から法華経の守護神として尊ばれた藍婆・毘藍婆・曲歯・華歯・黒歯・多髪・無厭足・持瓔珞・皐諦・奪一切衆生精気をさす。鬼子母神の子とされる。

⑫身子尊者

舎利弗のことを指す。仏の十代弟子の一人で智恵第一と称される。初めは六師外道の一人刪闍耶に師事したが、師亡き後釈尊の弟子阿説示から仏所説の因縁法を聞き、目連と共に釈尊に帰依する。阿弥陀経では成仏出来なかったが、法華経譬喩品において釈尊から華光如来となると授記される。宗祖は舎利弗の授記について言及し、舎利弗等の二乗成仏をもって法華経が諸経に対して超勝している理由に挙げている。さらに、舎利弗等の二乗が末代の法華経行者を守護することが必定であることを示している。

なお、管見の限りではあるが、隆師曼荼羅本尊中では全て身子であり、舎利弗の表記はみられない。

⑬三光天子

日天子・月天子・明星天子の三天子をいう。太陽と月と星とを神格化し信仰の対象としたもの。法華経においては、日天子は宝光天子、月天子は名月天子、明星天子は普香天子のことである。宗祖はこれら三天子を法華経行者の守護神として尊崇する。

⑭天照太神

伊勢神宮の祭神のこと。八幡神とともに皇室の祖神とされる。農耕社会において最重要な太陽を神格化した農耕神であったが、次第に祖神とされていき、諸神における最高神となる。平安時代末期に普及した本地垂迹説においては、本地は大日如来であるが、宗祖はその本地を釈迦如来として捉える。宗祖は日本国が天

照大神のつくり出した島であり、天照太神を日本国の国土を守護する守護神とする。また、天照太神を日天・月天・梵天・帝釈天等とともに仏法の守護神とし、叡山、法華経、法華経を持つ者、宗祖等の守護神として展開していく。さらには、宗祖は天照太神を八幡神とともに武家社会の守護神として捉えていくこととなるのである。

⑮正八幡宮

宗祖遺文中においては、天照太神と並記されており、八幡大菩薩と同じ呼称として用いられ、その意味は天照太神とともに日本国の守廟神、応神天皇としている。宗祖は正八幡・正八幡宮・正八幡大菩薩と表記している。一方、歴史的には正八幡とは、大隅の鹿児島神社の称号であり、大隅の正八幡と宇佐八幡・石清水八幡とが混同され八幡神を正八幡と称する様になったと考えられる。宗祖は大隅の正八幡を指す場合には、大隅の正八幡・大隅正八幡宮等と表記されている。

⑯法主日蓮大士

法主とあり、法門上の主、当宗の祖、滅後末法の大導師という隆師の認識が理解できる。また、日蓮大士とあり、大士とは菩薩の通称として理解されている。[20] このことより、宗祖を曼荼羅本尊中に仏・菩薩と同様に勧請していることが理解できる。[21]

以上、隆師曼荼羅本尊に勧請された、十五種の諸尊について確認した。隆師曼荼羅本尊は十界勧請曼荼羅本尊ではなく、十界存略の相待妙曼荼羅本尊である。当宗における本尊は、単に釈尊のみが本尊ではなく、南無妙法蓮華経に包まれた釈尊・諸尊・十界の聖衆こそが本尊である。

隆師の曼荼羅本尊については、株橋日涌著『観心本尊鈔講義』[22]・『法華宗教学綱要』[23]を参照しその内容につい

て確認していきたい。

曼荼羅本尊の実体は、本門八品所顕上行所伝の南無妙法蓮華経の七字である。この上行所伝の大法は五重玄具足にして万法万善万行を摂し、十界の依正因果を総在する。迹中小権等の体宗用十界の依正万法は本地本門の体宗用依正万法に摂在する。本門の十界の依正万法は本因妙九界の上行（一菩薩）、本果妙仏界の釈尊（一仏）、本国土妙娑婆（一国土）、依正互具事具三千妙法蓮華経（一法）の法体である。この本門の一法、一仏、一菩薩、一国土等は本門総名妙法蓮華経の四大要素である。これらの釈迦多宝本化四菩薩の中、その本果妙仏界釈迦多宝二仏より十方分身を開出し、本因妙九界本化四菩薩の体内よりさらに広開すれば文殊普賢等の迹化の菩薩以下九法界の聖衆となる。この中尊二仏四菩薩迹化等十法界の聖衆を完備したものが十界勧請の大曼荼羅本尊である。この十界勧請の曼荼羅本尊の相待妙の意味を顕すものが十界存略の曼荼羅本尊であり、隆師は十界存略の曼荼羅本尊を多く染筆されているのである。

ところで、隆師曼荼羅本尊に勧請されている、⑭「正八幡宮」は、別の隆師曼荼羅本尊にもみられ、日蓮門下の諸師に比べ多くみられることより、「正八幡宮」に注目し、確認していきたい。

五、「正八幡宮」について

宗祖が大曼荼羅本尊中に国神である、天照太神・正八幡大菩薩を勧請することについて、順次確認していきたい。

(1)先行研究について

宗祖が大曼荼羅本尊中に国神である、天照太神・正八幡大菩薩を勧請することに関しての先行研究についてであるが、ここでは七種の研究についてふれておきたい。[24] まず、宗祖曼荼羅本尊における国神の勧請形式については、山中喜八稿「日蓮聖人曼荼羅図集」[25]に詳細な研究がなされている。そこでは、八幡大菩薩は、建治年間においては「正八幡大菩薩」が一例みられる外は「正八幡宮」と「八幡大菩薩」とを併用している。そして、弘安年間においては、身延曽存の弘安二年二月付曼荼羅本尊に「正八幡宮」が一例みられる外は「八幡大菩薩」に限定されるとしている。つぎに、宗祖の神祇観については、以下の六種の研究を紹介し確認しておきたい。

①泉亘著『本門法華宗概論全』では、[26] 宗祖の神祇観は大曼荼羅本尊と『神国王御書』[27]をみることによりしられるとし、以下の様に指摘している。すなわち、㈠日本国は神国であること。㈡日本国は神祇が昼夜守護する国であること。㈢天皇の位には必ず天皇の血筋を立てなければならなく、天皇の玉体に災難は起こらないこと。㈣神の中で天照太神が第一番目、八幡大菩薩を第二番目とすること。㈤宗祖の神祇観は古典的吉田神道を相承し、その上に宗祖自らの日本的自覚と仏法の英智を融合し独自の日蓮神道を生み出したこと。㈥本門法華宗の宗学上よりみる場合、大曼荼羅上の解釈法と権化神としての解釈法の二つがあること。㈦曼荼羅本尊を図顕する時、まず日本国体を顕すことが必要で、その為には天照・八幡の二神を以て顕すこと。宗祖はこの二神は本国土妙日本の主神にして、十方国土の神々の頂に居し、いと尊きものの代表として妙法と倶に中柱に奉じ万国衆生の帰依の主とすること。㈧宗祖が曼荼羅本尊中に国神を勧請するのは、三国に比類無く、宗祖の敬神の念と神聖な国体を開顕していること。㈨宗祖の法国冥合論は、宗祖の仏教が純日本的仏教であることを示していること。㈩権化神としての解釈は、本地垂迹説によりて神明は仏菩薩の垂迹であるとし、対他宗的解釈であること。当時の神明は悉く他宗寺院に所属せられて、御神格も軽くあらせられ、正直の妙

法の法味に接しておらず、宗祖はこれを嘆いて、他宗勧請の神祇には参拝を停止し、その本地を現して他宗門の勧請より神祇を独立させようとしたこと。すなわち、宗祖の本地垂迹説は、日本国の神明は仏教中最高最勝の久遠実成釈尊の応現とする独自のものであること。㈡大曼荼羅本尊上に現された神祇観こそが宗祖の神祇観であり、大曼荼羅本尊に諸神を勧請し、神明尊重の意を顕されたのであること、等である。

②『法華宗教学綱要』では[28]、宗祖の国家観念に基づくものとして、二つの理由を示している。まず一つめは、大曼荼羅本尊中に国神を勧請し、尊厳な大日本国を表現し、立正安国・法国冥合をあらわしていること。すなわち、日本国に正法である本門上行所伝万法総在の南無妙法蓮華経が流布することにより、日本国が発展されることを確信され、その日本国を曼荼羅本尊中に表現するために国神を勧請する。つぎに二つめは、鎌倉時代他宗においては国神の崇敬を行っておらず、日本国民である法華宗徒が国神に対し奉り、絶対的崇敬を示現するためであるとする。これら二つの理由はともに、宗祖が曼荼羅本尊中に国神を勧請することが、「本国土日本」を表現することを示している。

③井原木憲紹稿「八幡神をめぐる一考察―日蓮聖人の勧請の背景―」では[29]、宗祖曼荼羅本尊中に八幡神が勧請される理由について、株橋先生の「本国土日本」を表現する説に加え、宗祖活動当時の民間信仰や、八幡大菩薩は「正直」の頂をすみかとするという観念をも視野に入れる。やがて、八幡大菩薩は「正直」の経典である法華経の行者を守護する守護神として展開する。また、大和朝廷以来護国神となった八幡神の時代的な変遷を捉え、奈良朝では鎮護国家の第二の宗廟、平安時代に近づくにつれ八幡大菩薩と位置づけられ釈尊本地、八幡垂迹説にいたるとする。浄土教が流布していた鎌倉時代には、阿弥陀本地説が主流であったが、宗祖は釈尊本地の立場をふまえて八幡神を曼荼羅本尊に勧請し、本国土をあらわすものとされる。やがて八幡

神は善神捨国論をへて、法華行者の守護神として展開されていく。また、民衆信仰として広く定着した八幡神を曼荼羅本尊に勧請することは、宗祖の布教活動において大きな成果を上げることにつながったという指摘がなされている。さらに、「八幡大菩薩」と「正八幡宮」との違いについて、大隅の八幡宮から「石文」が二基発見されたことより、大隅の八幡宮は正八幡宮と称する様になる。宗祖は「正八幡」と称され[30]、大隅の正八幡宮が正統とみられ、「石文」の発見こそが、大隅の正八幡宮が釈尊の垂迹であることの裏付けになることを指摘している。

④藤井学著『法華文化の展開』では[31]、宗祖の思弁した神は原始・古代より続いた従来のままの神ではない。また、本質的身分が絶対主釈尊の所従で法華経の法味に接することによってのみ初めて生存し、神威の発祥が可能な神であり、法華経（釈尊）への一向の帰結によって初めて権威づけられ再生されて説明された中世の新たな神である。

神の本地は釈尊に限られ、正法（法華経）が消滅するとき、神はただ去勢され国土衆生の守護安穏の機能もたちまち消滅する神であり、法華経に支配されかつ包摂された神々である。神は法華経の行者ないし正法弘通の擁護を行わなければならず、この義務は釈尊に呈した神々の起請の中に謳われる。

そして、宗祖は一般神祇信仰の普遍的形態である神社への参詣等は無意義とし、その行為自体が「大悪」等となるとの思想に到達する。しかし、宗祖の神祇否定は正法守護の義務を放棄した限りでの神への不信・否定であり、神祇の絶対的・本質的存在意義の否定ではないとしている。

⑤佐々木馨著『日蓮と神祇』では[32]、従来の歴史学者が指摘してきた、宗祖は日本神祇を「垂迹神」と「守護神」との二面から法華経と関係づけたという説を痛烈に批判する。そして、宗祖の神祇観の特質として三つ

をあげている。

第一は、宗祖の神祇観は佐渡流罪を転換点とし、佐前・佐中・佐後というように変遷していること。佐前においては、「本地垂迹的」な神祇観と、日本神祇が日本国を守護するという意味の「守護神的」な神祇観がその基軸をなすとする。ついで、佐中においては、日本神祇も法華経守護の任務を課された神祇、すなわち法華経の行者のみを守護する神祇であり、法華経の法味を嘗めながらでないと守護能力を発揮しない神祇と捉える。日本神祇を日本国から切り離し、法華経の守護神として法華経世界の中に位置づけるとしてとらえ直されるとする。さらに、佐後においては、法華経世界の中に、「法華経神祇」として完全に位置づけられるとする。したがって、第一の特質は、「法華経神祇」を創出し法華経世界の中に位置づけ組織づけた点である。

第二は、歴史学者の指摘である、宗祖の神祇観は「垂迹神と反垂迹神の分水期」にあたるという学説は誤りであり、当時の中世神道史の思潮には同調していない。法華経世界という普遍的な世界観を完成させ、その中に日本神祇を「法華経神祇」と人格神的に捉え、位置づけ、中世神道史を超越した点である。

第三は、宗祖の神祇観は時代的に変容することにより、佐前では日本神祇を無条件に受容することから出発したが、佐後においては、日本国守護としての日本神祇を完全に否定する。これは、「神祇肯定」から「神祇否定」・「法華経神祇の創出」へ転換し、同時代の念仏宗門と逆の流れをみせるものであり、対照的である点である。

以上が佐々木氏の研究であるが、これは井原木氏の考察を裏付けることになるように思われる。

⑥高木豊著『日蓮攷』では[33]、宗祖の神観念の特徴として、以下の様に指摘している。㈠天照太神・八幡大菩薩

は国土の守護神であるとともに、法華経の行者を守護する守護神であるが、正法が失われればその所を捨て去ること。㈡天照太神・八幡大菩薩の二神は政治権力を正当化する神で、守護すべき百王を正直の人と規定すること。㈢釈尊・法華経・行者の三に日本固有の神々を統属させること。㈣承久の変後の神国思想を表明しており、蒙古襲来にかかわらせて神を語らないこと、等である。

以上、宗祖曼荼羅本尊における、天照太神・正八幡大菩薩を勧請することに関しての先行研究について紹介した。ではつぎに、宗祖遺文中に見られる「正八幡」・「正八幡宮」・「正八幡大菩薩」・「大隅正八幡宮」・「大隅の正八幡」等の用語について確認しておきたい。

(2)宗祖遺文中に見られる「正八幡」・「正八幡宮」・「正八幡大菩薩」・「大隅正八幡宮」・「大隅の正八幡」等の用語について

宗祖遺文のうち、真蹟・身延曾存・古写本等が確認できるものにかぎり、その考察の対象とした。ここでは、遺文中におけるそれぞれの用語について、一々の考察は行わないが、それらの用語が確認できる遺文名とその件数を列挙すれば、つぎのようである。

①「正八幡」について

『法門可被申様之事』中一ヶ所[34]、『開目抄』中一ヶ所[35]、『種種御振舞御書』中二ヶ所[36]、『報恩抄』中一ヶ所[37]、『現世無間御書』中一ヶ所[38]、『四信五品鈔』中一ヶ所[39]、『四条金吾殿御返事』中一ヶ所[40]、『下山御消息』中三ヶ所[41]、『立正安国論（広本）』中一ヶ所[42]、『檀越某御返事』中一ヶ所[43]、計十遺文十三ヶ所である。

②「正八幡宮」について

『安国論御勘由来』中一ヶ所[44]、『種種御振舞御書』中二ヶ所[45]、『光日房御書』中一ヶ所[46]、計三遺文中四ヶ所である。

③「正八幡大菩薩」について

『慈覚大師事』中一ヶ所[47]、計一遺文中一ヶ所である。

④「大隅正八幡宮」について

『諫暁八幡抄』中一ヶ所[48]、計一遺文中一ヶ所である。

⑤「大隅の正八幡」について

『智妙房御返事』中一ヶ所[49]、計一遺文中一ヶ所である。

以上、宗祖遺文にみられる「正八幡」に関する用語について、遺文名とその件数について確認した。では、つぎに宗祖の大曼荼羅本尊にみられる「正八幡」について確認していきたい。

(3)宗祖大曼荼羅本尊にみられる「正八幡」について

現在確認できる、宗祖真筆の大曼荼羅本尊の総数は、寺尾英智氏および桑名法晃氏の指摘によれば[50]、山中喜八編『日蓮大聖人御真蹟御本尊集』[51]（改訂増補版）収録の一二七幅の他にも数幅が加えられているようである。しかし、本稿では宗祖直筆大曼荼羅本尊の総数は一二七幅として考察させて頂きたい。

宗祖大曼荼羅本尊にみられる「正八幡」は、宗祖御真筆曼荼羅本尊全一二七幅のうち二幅に「正八幡等」、十幅に「正八幡宮」とあり、計十二幅に「正八幡」の表記が確認できた。以下、一覧にて「正八幡」が表記される宗祖の大曼荼羅本尊を列記したい。

なお、一覧中の「御本尊集掲載番号」は、『日蓮大聖人御真蹟御本尊集』記載の番号であり、「御真蹟大集掲載番号」は、山川智應編『日蓮聖人御真蹟大集御本尊集』[52]記載の番号であり、「門下歴代掲載番号」は、大曼荼羅本尊集成刊行会編『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成』[53]記載の番号である。そして、宗祖大曼荼羅本尊にみら

れる「正八幡等」と「正八幡宮」との表記については、それぞれの項目欄に「○」で示した。

	拝写年月日	御本尊集掲載番号	御真蹟大集掲載番号	門下歴代掲載番号	正八幡等	正八幡宮	所蔵寺院
1	正月　日（無記年であるが文永年間に区分されている）	一九	一八		○		京都市妙傳寺
2	建治元年十一月　日	二七	二四		○		京都市妙顕寺
3	建治二年二月五日	三二の二		九		○	富士宮市本門寺（西山）
4	建治二年二月　日	三三	二八			○	富士宮市本門寺（北山）
5	建治二年八月十三日	三八				○	京都市本満寺
6	建治二年八月十三日	三九				○	大阪市某氏
7	建治二年八月十四日	四〇				○	京都市立本寺
8	建治三年二月　日	四一				○	京都市本圀寺
9	建治三年二月十五日	四二				○	湖西市鷲津本興寺
10	年月日無し（無記年であるが建治年間に区分されている）	四三				○	京都市本能寺
11	建治三年十月　日	四五	三三			○	京都市本能寺
12	（建治）三年十一月　日（年号無しであるが建治三年に区分されている）	四六				○	京都市本圀寺

以上、宗祖大曼荼羅本尊全一二七幅中、計十二幅に「正八幡」の記述がみられた。その曼荼羅本尊の染筆時期は、無記年の一幅を除外すれば、残りの全十一幅全てが、宗祖が身延に入られた、建治年間に図顕されている。すなわち、現在確認出来る宗祖曼荼羅本尊では、建治元（一二七五）年宗祖五十四歳の時から、建治三（一二七七）年宗祖五十六歳の時までの三年間に「正八幡」の表記がみられるのである。これは宗祖大曼荼羅本尊執筆の特徴と言えるのではないであろうか。ただし、藤井教公編『御本尊鑑遠沾院日亨上人』によれば[54]、宗祖曼荼羅本尊における「正八幡」の表記は文永年間に一幅、建治年間に五幅、弘安年間に二幅確認できるが、宗祖直筆ではない為ここでは除外させて頂きたい。

では、つぎに隆師図顕の曼荼羅本尊にみられる「正八幡」について確認していきたい。

(4) 隆師曼荼羅本尊にみられる「正八幡」について

隆師真筆曼荼羅本尊のうち、現在写真で確認できるものに限り考察の対象とした[55]。すなわち、平成十一（一九九九）年五月十八日改訂、「第二回宗宝宗門史跡審議会参考資料」である、「日隆聖人曼荼羅本尊一覧」記載の一二一幅に、隆師真筆の真偽は未決ではあるが、『本門法華宗概論全』口絵写真掲載の四幅を加え、計一二五幅のうち、写真で確認可能な一〇二幅をここでは考察の対象とした。その結果、全一〇二幅中、三八幅に「八幡」、そして四六幅に「正八幡」の記述がみられた。

それでは、隆師曼荼羅本尊に勧請される諸尊について、一覧にして示せばつぎのようである。

なお、隆師曼荼羅本尊にその表記がみられるものには、それぞれの項目欄に「〇」で示した。そして、「八幡大菩薩」の項目欄では、「八幡」の表記がみられるものは「〇」で示し、「正八幡」の表記がみられるものは「正」で示した。

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
文安元年二月中旬	文安元年正月下旬	嘉吉三年十一月下旬	嘉吉三年七月下旬	嘉吉三年七月吉日	嘉吉二年六月下旬	嘉吉二年五月下旬	嘉吉二年五月下旬	嘉吉元年極月吉日	永享十年六月中旬	永享十年三月上旬	永享九年十月下旬	永享八年七月下旬	永享六年正月朔日	永享六年正月朔日	永享五年正月日	永享三年七月十三日	永享三年二月十一日	永享元年六月十日	応永卅四年七月十三日	応永卅三年九月十八日	拝写年月日
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	釈迦
○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	多宝
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	上行
○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	無辺行
○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	浄行
○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	安立行
	○	○	○										○	○					○	○	普賢
	○																		○	○	文殊
																			○		薬王
○	○	○	○		○	○	○	○								○	○		○	○	身子
	○		○		○	○	○	○											○	○	迦葉
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	鬼子母神
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	十羅刹女
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	持国天
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毘沙門天
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	広目天
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	増長天
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不動
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	愛染
○	○	○	○	○			○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	天照太神
正	正	正	正	正			正	正					正	正	○	○	○	○	正	正	八幡大菩薩
○																					三光天子
			○	○															○	○	三十番神
															○	○		○	○	○	大日天
															○	○		○	○	○	大月天
																			○		弥勒
																		○	○		大梵天
																		○	○		釈提桓因
																			○		阿闍世
																			○		提婆達多
																					十法界聖衆
																					第六天魔王
																					大明星天

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
寶徳四年三月中旬	寶徳四年三月中旬	寶徳四年二月九日	寶徳三年十二月三日	寶徳三年六月二日	寶徳三年卯月二日	寶徳三年三月上旬	寶徳三年正月吉日	寶徳二年十月十三日	寶徳二年十月十三日	寶徳二年五月十三日	寶徳二年正月下旬	寶徳二年正月二日	寶徳元年極月十日	寶徳元年八月上旬	文安六年二月日	文安六年二月上旬	文安五年十一月十三日	文安五年十月上旬	文安四年十月中旬	文安四年六月上旬	文安三年五月十五日	文安三年卯月中旬	文安二年三月下旬	文安二年三月上旬
○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○			○		○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○
○		○	○			○		○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○
○		○	○			○		○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○
			○																			○		
			○																					
	○			○	○									○	○				○					
					○	○				○							○		○			○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
		○	○					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	正	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	正	正
					○	○								○			○		○			○		○
					○		○															○		
																			○					
																							○	

67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	
康正二年三月三日	康正二年二月上旬	康正元年十二月上旬	康正元年極月上旬	享徳四年七月十一日	享徳四年閏卯月十三日	享徳四年正月下旬	享徳四年正月下旬	享徳四年正月十二日	享徳三年六月十三日	享徳三年卯月十六日	享徳三年三月十八日	享徳三年三月十四日	享徳三年二月下旬	享徳三年二月下旬	享徳三年正月下旬	享徳二年八月中旬	享徳二年二月十三日	享徳元年十二月中旬	享徳元年壬八月中旬	享徳元年八月十三日	拝写年月日
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	釈迦
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	多宝
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	上行
																	○			○	無辺行
																	○			○	浄行
																	○			○	安立行
																					普賢
																					文殊
								○													薬王
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			身子
																					迦葉
○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鬼子母神
○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	十羅刹女
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	持国天
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毘沙門天
	○											○					○			○	広目天
	○											○					○			○	増長天
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不動
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	愛染
○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	天照太神
正	○			正	正	正	正	正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八幡大菩薩
	○			○		○	○	○			○			○			○	○			三光天子
○															○						三十番神
																	○			○	大日天
																	○			○	大月天
				○															○		弥勒
																	○				大梵天
																	○				釈提桓因
																					阿闍世
																					提婆達多
																					十法界聖衆
																	○				第六天魔王
																	○				大明星天

	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
	長禄四年卯月上旬	長禄四年正月六日	長禄三年十二月十八日	長禄三年九月中旬	長禄三年八月下旬	長禄三年三月下旬	長禄三年三月六日	長禄三年二月上旬	長禄二年十月下旬	長禄二年九月上旬	長禄二年九月上旬	長禄二年五月中旬	長禄二年二月上旬	長禄二年壬正月　日	長禄二年正月下旬	長禄元年十一月中旬	長禄元年十月十三日	康正三年八月下旬	康正三年八月吉日	康正三年七月下旬	康正三年二月下旬	康正三年二月上旬	康正二年十一月吉日	康正二年八月二十三日	康正二年六月下旬
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○					○					○			○						○		○	
			○					○					○			○						○		○	
			○					○					○			○						○		○	
														○		○					○				
	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		正	正	正		正		正	正	正	正	正	正	正	正	正	正		正		正	正	正	正	正
	○			○	○				○				○			○	○	○	○			○		○	
																								○	
					○											○		○							
												○													

	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102
拝写年月日	長禄四年十二月一日	寛正元年下旬	寛正二年六月中旬	寛正二年八月十二日	寛正二年九月下旬	寛正三年七月七日	寛正四年四月上旬	寛正四年五月十五日	寛正四年七月廿二日	寛正五年二月二五日（花押のみ）
釈迦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
多宝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
上行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
無辺行				○			○			
浄行				○						
安立行				○						
普賢										
文殊										
薬王										
身子	○	○	○		○	○	○	○	○	
迦葉										
鬼子母神		○	○		○	○	○	○		
十羅刹女		○	○		○	○	○	○		
持国天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
毘沙門天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広目天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
増長天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
不動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛染	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
天照太神		○	○		○	○	○	○		
八幡大菩薩		正	正		正	正	正	正		
三光天子	○		○		○	○	○	○	○	
三十番神										
大日天										
大月天										
弥勒										
大梵天										
釈提桓因										
阿闍世										
提婆達多										
十法界聖衆										
第六天魔王										
大明星天										

以上、隆師曼荼羅本尊全一二五幅中、現在写真で確認が可能な一〇二幅中、三八幅に「八幡」、そして四六幅に「正八幡」の記述を確認することができた。さらに、染筆年代で区分すれば、「正八幡」の記述は応永年間に二幅、永享年間に二幅、嘉吉年間に五幅、文安年間に四幅、寶徳年間に一幅、享徳年間に五幅、康正年間に七幅、長禄年間に十四幅、寛正年間に六幅記述されていることが確認できた。

このことより、隆師は曼荼羅本尊に「正八幡」の記述を、応永三三（一四二六）年隆師四十二歳染筆の現存する最初の曼荼羅本尊より、晩年の寛正四（一四六三）年隆師七十九歳染筆の曼荼羅本尊[56]まで表記されていること、享徳四（一四五五）年以降は曼荼羅本尊には「正八幡」と表記される割合がとても多いこと、「八幡」より「正

八幡」と表記される方が八幅も多いこと、等が理解できるのである。

六、おわりに―今後の課題

以上、本安寺格護の享徳四（一四五五）年正月十二日付隆師曼荼羅本尊についての調査報告を行い、さらにその隆師曼荼羅本尊に勧請されている、「正八幡宮」の記述に注目し少しく考察を進めてきた。その結果、宗祖大曼荼羅本尊中の「正八幡」の記述は、計十二幅にみられ、無記年であるが文永年間に区分されている曼荼羅本尊一幅を除けば、建治年間の曼荼羅本尊のみにみられること、隆師曼荼羅本尊中の「正八幡」の記述は、計四六幅にみられ、隆師が染筆した最初の曼荼羅本尊から隆師晩年の曼荼羅本尊まで、隆師の布教活動の時期全般にわたり表記されていること、隆師曼荼羅本尊中の「正八幡」の記述は、「八幡」の記述よりも八幅多いこと、等が確認できた。したがって、これらのことが宗祖の曼荼羅本尊と隆師の曼荼羅本尊との「正八幡」の表記に関するそれぞれの特徴であることが理解できたのである。今後は、隆師著述中にみられる「正八幡」についての記述や、日蓮聖人門下諸師染筆の曼荼羅本尊中の「正八幡」の記述等について、検討を行い考察することを課題とさせて頂きたい。

注

（1）年月日無し。授与者名無し。

（2）「承定御両師」とあるが、本安寺に現存しているのは日承曼荼羅本尊のみで両山第八世精進院日定曼荼羅本尊の存在は確認できない。また、享保十一（一七二六）年正月元日付本安寺第九世教持院日里曼荼羅本尊の脇書に、「日隆

大上人御正筆御本尊并定師兼師逕師感得主九世教持院日里」とあり、享保十一（一七二六）年には日定曼荼羅本尊に加え、両山第十五世具摂院日逕曼荼羅本尊が本安寺に格護されていたことがうかがえる。

(3) 上岡印刷所、平成六年。

(4) 芦品郡自治会編、東洋書院、第三版、（大正十四年初版）。二四六頁。

(5) 明応九（一五〇〇）年条。法華宗（本門流）宗務院、昭和四七年。

(6) 下有地村の項参照。日本歴史地名大系第三五巻、平凡社、昭和五七年。

(7) 二四八～二五〇頁。思文閣出版、平成五年。

(8) 九頁。管茶山著、大阪龍雲舎、明治四三年。

(9) 二四六頁。

(10) 二四頁。得能正通編、備後郷土史会、昭和七年。

(11) 一五七頁。得能正通編、備後郷土史会、昭和三年。

(12) 宗祖門下の曼荼羅本尊の形式については、松村壽厳稿「大曼荼羅本尊の種類」（大曼荼羅本尊集成刊行会編『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成解説』所収、大塚巧藝社、昭和六一年）、山中喜八著『日蓮聖人真蹟の世界上』山中喜八著作選集Ⅰ（雄山閣、平成四年）、中尾堯稿「日蓮聖人真蹟曼荼羅本尊を概観する」（中尾堯・寺尾英智編『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収、同朋舎メディアプラン、平成二四年）、阪田正一稿「題目板碑と曼荼羅本尊」（『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収）、中尾堯稿「摸本の系譜」（『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収）、阪田正一稿「題目板碑」（『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収）、中尾堯稿「曼荼羅本尊をめぐる信仰世界」（『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収）、寺尾英智稿「曼荼羅本尊の伝来」（『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収）、松村壽厳稿「近世の曼荼羅本尊の種々相」（『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収）、松村壽厳稿「日蓮宗の曼荼羅本尊」（『正法』第一六四

号所収、日蓮宗新聞社、令和三年）参照。

(13) 第二十巻（日本大事典刊行会編、小学館、昭和五一年）。

(14) きものと悉皆みなぎホームページ『名物裂の文様辞典』参照。

(15) 二〇五頁以下。株橋日涌著、東方出版、平成十八年。

(16) 宮﨑英修編、東京堂出版、昭和五三年。

(17) 日蓮宗事典刊行委員会編、日蓮宗宗務院、昭和五六年。

(18) 立正大学日蓮教学研究所編、身延山久遠寺、昭和六〇年。

(19) 大平宏龍・株橋祐史著『法華宗の教えを語る』一一八ー一二三頁参照。

(20) その古典における具体例としては、『平家物語上』（二〇〇頁、日本古典文学大系第三二巻、岩波書店、昭和三四年）・『平家物語下』（六四・六五頁、日本古典文学大系第三三巻、昭和三五年）・『謡曲集上』（四〇一頁、日本古典文学大系第四〇巻、昭和三五年）・『今昔物語三』（五三〇頁、日本古典文学大系第二四巻、昭和三六年）・『曽我物語』（三九九頁、日本古典文学大系第八八巻、昭和四一年）・『神皇正統記増鏡』（一一五頁、日本古典文学大系第八七巻、昭和四〇年）・『懐風藻文華秀麗集本朝文粋』（二六八頁、日本古典文学大系第六九巻、昭和三九年）・『正法眼蔵正法眼蔵随聞記』（四二五頁、日本古典文学大系第八一巻、昭和四〇年）・『和漢朗詠集梁塵秘抄』（三五〇頁、日本古典文学大系第七三巻、昭和四〇年）等に確認できる。

(21) 寺尾英智稿「曼荼羅本尊の系譜」（『図説日蓮聖人と法華の至宝第一巻曼荼羅本尊』所収）、寺尾英智講述「諸門流先師の曼荼羅本尊について」（『興風』第二六号所収、興風談所、平成二六年）等にも同様の指摘がなされている。

(22) 二〇六ー二三三頁参照。

(23) 二〇五ー二〇九、二一七ー二一九頁参照。

(24) 管見の限りではあるが、七種以外の先行研究については、(1)正村順一稿「日蓮上人の國體觀神祇觀に就いて」

（『龍谷史壇』第二四・二五号所収、龍谷史学会、昭和十五年）、(2)小林智昭稿「日蓮の神祇思想ー法語文芸の一課題」（『専修国文』第一号所収、専修大学日本語日本文学文化学会、昭和四二年）、(3)佐々木馨稿「日蓮における神祇観の変遷について」（『秋大史学』第二〇号所収、秋田大学史学会、昭和四八年）、(4)上田本昌著『日蓮聖人における法華仏教の展開』（平楽寺書店、昭和五七年）一九六頁以下、(5)城山芳幸稿「日蓮における神祇観の変遷について」（『神道史研究』第三八ー三巻所収、神道史学會、平成二年）、(6)佐々木馨著『中世仏教と鎌倉幕府』（吉川弘文館、平成九年）三七〇頁以下、(7)山上弘道稿「日蓮大聖人曼荼羅本尊の相貌変化と法義的意義について」（『興風』第十七号所収、興風談所、平成十七年）、(8)横山琴音稿「御書の記述にみる神祇観の変遷ー佐々木馨氏著『日蓮と神祇』を中心として」（『本化仏教紀要』第四号所収、まどか出版、平成二八年）等がある。

(25)『大崎學報』第一〇二号所収、立正大学仏教学会、昭和二九年。後に山中喜八著『日蓮聖人真蹟の世界上』（二二・二三頁、雄山閣、平成四年）に再録。

(26)一四六頁以下・二五二頁以下、道善寺学舎、昭和十五年。後に泉日恒著『泉日恒先生著作集』第八巻門祖部（一六六頁以下・二七三頁以下、本門佛立宗乗泉寺教務部、平成三年）に再録。

(27)立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』（以下『定遺』）第一巻（身延山久遠寺、平成三年改訂増補第二刷）八七七頁以下。

(28)二一五頁以下。

(29)興隆学林紀要第五号所収、興隆学林専門学校、平成三年。

(30)『定遺』第一巻四二三・四六七頁、『定遺』第二巻（平成三年改訂増補第二刷）一八二六頁。

(31)法藏館、平成十四年、五頁以下。

(32)法藏館、平成十八年。

(33)山喜房佛書林、平成二〇年、二三三頁以下、二八二頁以下。

(34)『定遺』第一巻四五四頁。
(35)『定遺』第一巻五四二頁。
(36)『定遺』第二巻九六五・九七九頁。
(37)『定遺』第二巻一二三六頁。
(38)『定遺』第二巻一二九二頁。
(39)『定遺』第二巻一二九九頁。
(40)『定遺』第二巻一三〇四頁。
(41)『定遺』第二巻一三一九・一三三〇・一三四二頁。
(42)『定遺』第二巻一四七四頁。
(43)『定遺』第二巻一四九三頁。
(44)『定遺』第一巻四二三頁。
(45)『定遺』第二巻九五九・九七六頁。
(46)『定遺』第二巻一一五四頁。
(47)『定遺』第二巻一七四二頁。
(48)『定遺』第二巻一八四八頁。
(49)『定遺』第二巻一八二六頁。
(50) 寺尾英智稿「新潟県本成寺所蔵の新出日蓮曼荼羅本尊について」(小松邦彰先生古稀記念論文集刊行会編『日蓮教学の源流と展開』所収、山喜房佛書林、平成二一年)、桑名法晃稿「日蓮聖人における本尊の形態」(『東洋文化研究所所報』第十七号所収、身延山大学東洋文化研究所、平成二五年)等参照。
(51) 立正安国會、平成二年。本稿では、計一二七幅収録の改訂増補版による。本書収録曼荼羅本尊の数の変遷につい

享徳四年正月十二日付日隆聖人曼荼羅本尊について（小西顕龍）

ては、寺尾英智稿「新潟県本成寺所蔵の新出日蓮曼荼羅本尊について」に詳しい。

(52) 国書刊行会、昭和五一年。

(53) 大塚巧藝社、昭和六一年。

(54) 身延別院内『御本尊鑑』再版刊行会、平成十一年。

(55) 小西日遵先生作製「隆師曼荼羅本尊写真帳」、淡路青年会編法華宗淡路教区寺院ガイドブックⅡ『日隆聖人御生誕六百年記念宝物集』（淡路青年会、昭和五九年）掲載写真、妙蓮寺文書編纂会編『妙蓮寺文書』（大塚巧藝社、平成六年）掲載写真、増田日紘著『改訂増補久本寺誌』（久本寺、平成十五年）掲載写真等を参照した。

(56) 一覧にある、寛正五年二月二十五日付曼荼羅本尊は、花押のみが隆師の筆であり、それ以外は他筆である。

〈キーワード〉日蓮　日隆　曼荼羅本尊　神祇　正八幡　本安寺

付記　本安寺曼荼羅本尊の研究にあたり、本安寺現住山上豊順上人並びに山内諸氏には、度重なる調査にもかかわらず御高配を賜り、さらには調査史料の写真掲載と発表の御許可を頂いた。第一回本安寺曼荼羅本尊の調査は、令和元（二〇一九）年六月四日に大本山本興寺貫首小西日遵猊下、興隆学林専門学校校長大平宏龍先生の下で行われ、調査結果の発表について御快諾を頂いた。また、井原木慈紹先生、太田晴道先生、鈴木順隆先生に御指導を賜った。末筆ながら記して深甚の謝意を表するものである。

ところで、本安寺曼荼羅本尊の調査は、本安寺前住山上観龍上人（事観院日浩上人位）の悲願であり、内々に調査依頼の要望を耳にしていた。しかし、時を経ずして観龍上人は急逝され、曼荼羅本尊の調査は頓挫した。しかし、現住豊順上人は前住の遺志を継ぎ、今般曼荼羅本尊の調査が実現し、その成果を前住観龍上人の第三回忌に発表することができた。仏祖三宝に感謝申し上げ、観龍上人の御霊前に御供えさせて頂きたい。